

# 宮崎公立大学の再入学に関する規程

平成28年4月1日

規程第133号

(趣旨)

第1条 この規程は、宮崎公立大学学則（以下「学則」という。）第25条に規定する再入学の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(再入学の資格)

第2条 再入学を志願できる者は、学則第39条の規定により本学を退学し、かつ再入学を希望する日が退学の日の翌日から起算して3年以内の者とする。ただし、学則第45条により退学となった者並びに過去に本学に再入学または復籍をした者の再入学は認めない。

(再入学の出願)

第3条 再入学を志願する者は、次の各号に掲げる書類に検定料を添えて本学に再入学を希望する学期の始まる60日前までに学長へ再入学を願出しなければならない。なお、第1号から第3号の書類は本学の編入学試験等の学生募集要項の様式に準ずるものとする。

- (1) 再入学志願票
- (2) 志望理由書
- (3) 履歴書
- (4) その他別に指定する書類

(再入学の決定)

第4条 学長は、再入学の願出があったときは、学長が指名する委員によって構成する選考委員会を設けるものとする。

2 選考委員会は、再入学志願票、志望理由書、在学時の成績、退学の理由等の審査及び面接をした上で選考を行い、教授会の審議の報告を受けて学長が再入学を決定するものとする。

(再入学許可)

第5条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、指定する期日までに入学料の納入および所定の書類を提出しなければならない。

2 前項の入学料は、宮崎公立大学授業料等の徴収等に関する規程に定めるところにより免除することができる。

3 学長は、第1項の手続きを完了した者に再入学を許可する。

(既修得単位の認定)

第6条 学長は、再入学をした者が本学で既に修得した単位について、教授会の審議の報告を受けて本学の単位として認定することができる。

(再入学年次)

第7条 再入学年次は、退学時の年次とする。ただし、学長は、前条で認定された単位数により退学時の年次に再入学させることが適当でないと認められる者については、相当年次に再入学させることができる。

2 再入学を認められた者の本学規程の適用については、宮崎公立大学の教育課程等を定める規程を含む再入学時の規程が適用される。ただし、当初入学時の規程を適用する必要があると認められるときは、当初入学時の規程を適用するものとする。

(再入学の時期)

第8条 再入学の時期は、前期又は後期の始めとする。

(再入学後の在学年限)

第9条 再入学を許可した者の再入学後の在学年限は、学則第17条の在学年限から従前在籍した期間を差し引いたものとする。

附 則

1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。